

岩手県地域企業経営支援金の申請期限が1月14日に変わりました

新型コロナウイルス感染症の影響を受けている中小企業者の経営継続を支援するために、岩手県独自に実施している経営支援金の制度が変更されました。

国で令和3年11月以降を対象に「事業復活支援金」の創設を予定しているため、県の支援金の対象期間の終期は、令和3年10月になりました。

これにより、申請期限が令和4年1月14日に前倒しされましたので、該当する事業者の方は、至急申請してください。

☆支給対象者

1 対象業種

- ① 道路旅客運送業、道路貨物運送業
- ② 卸売・小売業
- ③ 宿泊業、飲食業、飲食サービス業
- ④ 洗濯、理・美容等生活関連サービス業
- ⑤ 廃棄物処理業、自動車整備業、機械等修理業、その他のサービス業など(詳しくはお問い合わせください)

2 特定非営利活動法人、一般社団法人、社会福祉法人なども申請できます。

☆売上減少要件

1 対象期間 令和3年4月～同年10月

2 売上減少割合

次の①・②のどちらかに該当

- ① いずれか1月の売上が前々年同期比で50%以上減少かつ当該月を含む連続する3か月の売上の合計額が減少
- ② 連続する3か月の売上の合計が前々年同期比で30%以上減少

☆支給上限額

=1 店舗等当り 30万円

8月又は9月を含む場合は40万円

☆申請・問い合わせ先

田野畑村商工会(電話 34-2304)

事業復活支援金が創設予定

国では、新型コロナウイルス感染症により事業活動に影響を受け、売上が減少した中小企業や個人事業者に対して、その影響を緩和して、事業の継続・回復を支援するための支援金の給付を予定しています。

現在商工会で把握している情報は次のとおりです。今後詳細が示されたときは改めてお知らせします。

☆給付対象者

新型コロナウイルス感染症により事業活動に影響を受け、令和3年11月～令和4年3月のいずれかの月の売上が50%以上又は30%以上50%未満減少した中堅・中小・小規模事業者、フリーランスを含む個人事業者

※ 対象業種等の詳細は不詳

※ 売上減少の比較対象期間は不明

☆給付額

令和3年11月～令和4年3月のいずれかの月の売上減少率に応じて、5ヶ月分(11月～3月)の売上減少額を基準に算定した金額。

○売上減少率が50%以上の場合

*法人は事業規模に応じて250万円以内、個人事業者は50万円以内

○売上減少率が30%以上50%未満の場合

*法人は事業規模に応じて150万円以内、個人事業者は30万円以内

☆申請方法

パソコンやスマートフォンからの電子申請

(困難者向けに各都道府県に1会場以上の申請サポート窓口設置の見込み)

☆申請開始時期：未定(国の補正予算成立後、準備期間を経て開始)

注) 売上減少の理由が新型コロナウイルス感染症と無関係のときは対象外になりそうです。また、新型コロナウイルス感染症の影響を証明できる保存書類なども必要になる可能性が高いと見込まれます。